

会 議 録

会議の名称		平成30年度第5回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		平成31年1月24日（木） 開会：午後1時30分　閉会：午後3時		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局 (担当課)		保健福祉部 介護福祉課		
出席者	委員	城賀本会長，星野会長代理，地引委員，今井（由）委員， 中茎委員，高橋委員，戸田委員，佐藤委員，坂本委員， 吉田委員，今井（早）委員　計11人		
	その他			
	事務局	稲葉地域包括支援センター長，森山介護福祉課課長補佐， 高橋係長，芳師渡係長，高村係長，北原主任（社会福祉士）， 飯塚社会福祉士　計7人		
公開・非公開 の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3 人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開　　会 2 あいさつ 3 報告事項 （1）地域包括支援センター業務委託について （2）権利擁護業務について （3）地域ケア個別会議について （4）その他 ①平成29年度決算報告について ②地域密着型サービス事業所の新規指定について 4 閉　　会		
確定年月日		会　議　録　署　名		
令和元年5月21日		城賀本 満登		

審 議 経 過

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 地域包括支援センター業務委託について

守谷市地域包括支援センター運営事業業務委託内容（案）について、業務内容の総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防支援事業等を説明し、意見をいただいた。

【主な意見等】

会 長： ただ今事務局からご説明がありました内容につきまして、質問や意見がある方お願いします。

委 員： 3職種職員で対応しますと書いてありますが、どのような職種でしょうか。また、指定介護予防支援業務の中で、業務の実施にあたっては法第115条の22と、生活保護法第54号の2第1項の規定に基づくとありますが、その法の規定に基づき指定されるということはハードルが高いものなのかを教えていただきたい。

事務局： 3職種は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のことで、地域包括支援センターはこの3職種で構成されています。また、保健師に準ずるもの、社会福祉士に準ずるもの、主任介護支援専門員に準ずるものとありますが原則この3職種となります。

指定介護予防支援業務については、現在、直営の地域包括支援センターも事業所として既に市に指定されており、その際にも同様の規定があります。第115条の22については、その事業所に犯罪者がいる等の問題がない事業所かどうかといった内容で、現在指定されている全ての事業所において問題ないと思います。生活保護法については、介護保険では2号保険者である45歳以上64歳までの方は医療保険証を持っており、特定疾病に該当した場合に利用できますが、生活保護受給者は保険証がなく、医療扶助で受給しています。生活保護の2号保険者の方が、介護保険のサービスを受ける場合、事業所はこの法律に沿って指定を受けなければ、サービス提供することができません。こちらの指定も守谷市の事業所は受けております。そのためハードルがあがるといったことはありません。

会 長： 他に、何か質問や意見のある方ございますか。

委 員： 権利擁護の高齢者虐待への対応についてですが、委託した場合に対応が難しいことはないでしょうか。現在は市が入ることによって問題なくできていることが、委託されたことによってどこまで対応ができるのか

が懸念しております。

事務局： 現在は直営の地域包括支援センターのため、職員は市役所と地域包括支援センターの2つの顔を持ち合わせています。しかし、実際は県の虐待対応マニュアル等においては、地域包括支援センターの役割と市の役割がそれぞれあり、重複することもあります。虐待の対応は委託したことで市の役割がなくなることはありません。詳細はこの後の項目で述べさせていただきます。

【一同了承】

(2) 権利擁護業務について

高齢者虐待と消費者被害の防止・対応、成年後見制度利用支援事業について、今後地域包括支援センターを委託した際の、地域包括支援センターと市の役割について説明し、意見をいただいた。

【主な意見等】

会長： ただ今事務局から説明した内容について、質問や意見のある方はお願いします。

委員： 高齢者虐待の責任主体は市であり、市でしか知りえない情報は大きく、連携が欠かせないと感じます。その中で、通報や届出をされて、情報共有のミーティングをするまでのスピードはどのくらいを考えていますか。

事務局： まず迅速に情報収集を行っておりますが、通報が入る時間が午後5時であっても、当日に集まり現段階での情報共有をします。本来であれば48時間以内に緊急性を判断したいのですが、通報が早い時間であれば、時間の余裕があるため、当日に方向性が決まることもあります。タイムリーに行うということをご心掛けています。

委員： 命に関わることや事故、事件に関わるってこともあるため、通報・届出のタイミングの啓発も重要と考えます。地域包括支援センターが2か所に分かれるのであれば、一層行政と連携を密にしていきたいと思えます。

会長： 他に質問のある方いらっしゃいますか。

委員： 実績の虐待と判断した件数の中には再発したケースも含まれているのでしょうか。また、虐待の種別はどのようなケースが多いのかを教えてください。

事務局： 高齢者虐待対応の大原則として、本人の命の危険性をなくすことと、短期間で終了することを目標としています。命の危険性がなくなった時点で、高齢者虐待対応としては終結と考え、その後は包括的・継続的ケアマネジメントなどで、地域包括支援センターは関わる形になります。その中で再度高齢者虐待に戻ってしまうというケースもあります。

高齢者虐待の種別としては、全国的に最も多いのは身体的虐待ですが、守谷市の平成29年度の集計結果で見ると、種別の複数該当する方もいらっしゃいますが、13件のうち、身体的虐待が10件、次に心理的虐待が6件となります。高齢者虐待の原因として多いのは、養護者の介護疲れや本人の認知症への理解がないことによって、意図せず、介護放棄・放任状態になってしまうことや軽く叩いただけでも、身体的虐待と考えられ、高齢者虐待の1件となります。

委員： 高齢者虐待の通報から情報収集までについて、地域包括支援センターを委託した時、今までは一貫してできていたが、分けられることで、タイムロスが出ることは考えられるでしょうか。

事務局： 現在は直営の地域包括支援センターのため、行政と包括の顔を持っているため、同時進行ができませんが、今後委託をした際には、迅速に情報共有をするため、担当者が顔合わせをして、話し合いの場をすぐに作っていくことを、重要と考えます。現在利用している、文書の様式も市と地域包括支援センターが連動できるように、今後修正をしていきたいと思っております。また、今後委託先が決定した時には、委託する業務は作成したマニュアルを元に、説明し、共有する計画です。委託先もまだ決まっていない中ですが、地域包括支援センターのマニュアル作成・見直しを進めております。

委員： 消費者被害については、守谷市で何件あり、相談は何件くらいあるのでしょうか。

事務局： 消費者被害については、家族やケアマネジャー、民生委員等から相談が入るケースが極まれにありますが、地域包括支援センターではなく警察や消費生活支援センターに相談に行かれる方がほとんどです。相談件数については、消費生活センターと連動しながら確認を取っていく必要があると感じております。

委員： 高齢者虐待の相談件数が平成29年度17件とありますが、どこからの相談・通報が多いのでしょうか。また、成年後見制度において市長申立てとなると、申立てまでどれくらいの期間がかかるのでしょうか。

事務局： 平成29年度を見ると、複数該当ですが、最も多いのはケアマネジャーからで、次いで警察からです。

成年後見制度の市長申立てに掛かる期間については、ほとんどが戸籍調査に掛かる時間となります。二親等内親族の戸籍調査を行うため、対象者が高齢である程、親や兄弟がすでに亡くなれていることが多く時間はかかりませんが、対象者が前期高齢施者だったり、結婚をしたりすると、相手の両親や兄弟も調査するため、時間がかかります。親族がほとんどいなく、申立書がスムーズに作成できれば約2～3か月、親族が多い場合ですと、約4～5か月掛かるとみています。

委員： 成年後見制度の利用促進についてですが、一人暮らしの方や支援する

親族がいない方が増加し、成年後見人になる人がいないため、専門職の第三者後見人になりますが、その担い手が現在不足しています。国では市民後見人養成の必要性を伝えていると思いますが、守谷市は市民後見人に対して何か取り組みをしていますか。

事務局： 成年後見人の不足は全国的に言われていますが、守谷市も成年後見制度利用促進基本計画に沿って今後考えなければならない課題ですが、現在取組めておりません。第7期介護保険事業計画の期間で、成年後見制度利用促進基本計画を考えていきたいと思えます。まずは、情報収集を行い、社会福祉協議会等とも情報共有を行う予定です。そのため、具体的に提案できる内容は決まっております。

委員： 市民後見人の活用はすぐには難しいと思えますが、近隣市では社会福祉協議会が後見人になっていることが多くあります。市民後見人養成に先立って、まず社会福祉協議会が後見人になるような制度を考えられたらいかがでしょうか。特に生活保護受給者が成年後見人を必要とした際に、社会福祉協議会が後見人になると非常にスムーズに行くのではと思えます。

事務局： 具体的にすぐにお答えはできませんが、その案も含めてまず情報共有を始めていきますので、また随時報告していきたいと思えます。

委員： 高齢者虐待の相談件数の中で、虐待と判断した件数がありますが、虐待と判断されなかったケースの内容について教えてください。

事務局： 平成29年度では虐待の判断に至らなかった件数が4件あります。内容は、家庭内不和による夫婦げんかによるもので、妻と夫とお互いから2件、3件目は本人が認知症の悪化により暴れてしまう、家族が止めたことであざができてしまったケース、4件目は本人が認知症によって、被害妄想があり、様々な方に家族から暴力を受けていると話すことからの通報を受けてのケースでした。

会長： 地域包括支援センターの委託に関して、権利擁護以外は窓口を委託した地域包括支援センターに一本化し、基本的には委託先で行っていただきますが、権利擁護業務事業は、窓口を市にも残して両方で受け付け、最終的には市が責任を持って決定するというイメージでしょうか。

事務局： 法的に市に残る役割が権利擁護事業ではありますが。しかし、他の事業も委託をしたらすぐに、すべてを委託先でと、寸断されるわけではありませぬ。

会長： たくさんのご意見ありがとうございました。

【一同了承】

(3) 地域ケア個別会議について

地域ケア会議の目的や個別課題と地域課題の違い、地域ケア個別会議の取組内容について説明し、意見をいただいた。

【主な意見等】

会 長： 質問や意見のある方お願いします。

委 員： 地域ケア会議の評価モニタリングは、何か月に1回ぐらい開催の予定でしょうか。

事務局： 一定の期間がないと評価をするためのアセスメントもとれないこと、またケアプランを作り変えるタイミングも同様のため、半年もしくは1年に1回と考えております。

委 員： 地域ケア個別会議からの地域課題の中で、高齢者の買い物や歩いて行ける範囲にサロンがないといった課題はすぐに課題はできないと思いますが、解決への道筋はどのように考えているのでしょうか。

事務局： この課題は個別会議の中で出てきたもののため、課題を積み上げ、地域包括支援センター運営協議会や、各地区に設立し始めたまちづくり協議会において、このような課題を出し、地域の中でできることと市で取り組まなければいけないことが必然的に整理されていくのではないかと考えております。

会 長： 地域ケア推進会議についてですが、地域ケア個別会議からの地域課題を検討する場のイメージでしたが、どのような位置付けでしょうか。

事務局： この地域包括支援センター運営協議会は専門職の方や地域の方など様々な方が入っており非常にバランスが良いため、この地域包括支援センター運営協議会が地域ケア推進会議を併せ持つようなイメージで計画しています。

【一同承認】

(4) その他

①平成29年度決算報告について

第4回地域包括支援センター運営協議会にて説明したが、地域包括支援センター以外の予算も含まれていたため、地域包括支援センターのみの予算書等資料を作成し、承認いただいた。

②地域密着型サービス事業所の新規指定について

デイサービス土塔の開設に、今回の包括運営協議会での報告では、開所間に合わないため、資料を郵送し、意見を返送いただき、承認いただいた。

【主な意見等】

事務局： 食事サービスの提供がありますが平面図に厨房がありませんが、外部より仕入れにて提供するのでしょうか、栄養士（調理師）免許は大丈夫でしょうかという質問をいただいております。

デイサービスの事業所が、食事を利用者に提供するにあたって、栄養士を配置しないと指定ができないということではなく、調理師も同じで

す。ただ、配置していると栄養改善加算が取れます。

【一同承認】

4 その他

次回の会議日程について

平成31年3月28日（木）午後1時30分から開催することとなった。

5 閉 会